

調達公告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年5月9日

鳥取県立倉吉総合看護専門学校 校長 花木 啓一

1 業務の概要

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立看護学校学務システム調達業務 一式

(2) 業務の内容

鳥取県立鳥取看護専門学校及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校（以下「鳥取県立看護学校」という。）において、在校生・卒業生の履歴及び入学試験に係る一連の業務を管理・運用する機能に本件業務の契約の相手方（以下「受注者」という。）が提案する機能を追加した鳥取県立看護学校学務システムの構築及び運用・保守を行う。

なお、詳細は、鳥取県立看護学校学務システム調達業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）及び鳥取県立看護学校学務システム調達業務仕様書（以下「調達業務仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

ア 構築業務 契約締結日から令和8年3月19日まで

イ 運用・保守業務 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 予算額

25,785千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ア 構築業務 令和7年度 18,060千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

イ 運用・保守業務 令和8年度から令和12年度まで

各年度 1,545千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件公告日から本件業務に係る参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件公告日から本件業務に係る参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件公告日から本件業務に係る参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条の規定による参

加制限措置を受けていない者であること。

オ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

（ア）情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ）情報処理サービスのシステム等管理運営

カ この公募型プロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 本件公告日の時点で、以下のいずれかの学校等において、自社が構築した学務システムの運用・保守業務を実施している者であること。

（ア）保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保助看法」という。）第21条第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校、保助看法第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は保助看法第21条第3号の規定に基づき都道府県知事が指定した看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）

（イ）学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（ただし、看護師学校養成所を除く。）

ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2）共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が（1）のアからエまでの全てに該当すること。

イ 競争入札参加資格のうち、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良に登録されている構成員が1名以上であり、かつ、情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている構成員が1名以上であること。

ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この公募型プロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次に掲げる事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ 事業所の所在地
- ・ 成立の時期及び解散の時期
- ・ 構成員の住所及び名称
- ・ 代表者の名称
- ・ 代表者の権限
- ・ 構成員の出資の割合
- ・ 運営委員会
- ・ 構成員の責任
- ・ 取引金融機関
- ・ 決算
- ・ 利益金の配当の割合
- ・ 欠損金の負担の割合
- ・ 権利義務の譲渡の制限
- ・ 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- ・ 構成員の除名

- ・業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
- ・解散後の契約不適合責任
- ・解散後の著作権
- ・その他必要な事項

キ 構成員のうち1名以上が（1）のキに該当すること。

ク 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 受注者の選定方法等

- （1）受注者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、鳥取県立看護学校学務システム調達業務評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき、最優秀提案者を決定する。
- （2）この公募型プロポーザルに参加できる者は、本件業務を完遂できると判断した者であって、予算額の範囲内において見積書を提出した者とする。
- （3）公募型プロポーザル参加者は、鳥取県立看護学校学務システム調達業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）の委員4名を集めて実施するプレゼンテーションにより、提案説明を行い、併せて、パッケージソフトの実演を行う。
- （4）審査会の委員は、（3）の提案説明を聞いた上で、採点を行う。
- （5）企画提案書の評価

企画提案書の内容評価等に対する点数は、鳥取県立看護学校学務システム調達業務企画提案書評価基準書（評価要領別紙）（以下「評価基準書」という。）に示す評価内容の各項目の配点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて審査会の各委員が各項目について採点した点数に評価基準書に示す各項目の重みを乗じた得点の合計点数の平均点（以下「評価点」という。）とし、評価点の上限は636点とする。なお、評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とする。詳細は、評価要領による。

（6）見積額の評価

見積額については、次に掲げる計算方法により算出した点数（以下「価格点」という。）を与え、その上限は300点とする。なお、価格点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とする。

$$\text{価格点} = 300 \times (1 - (\text{見積額} / \text{予算額}))$$

（7）最優秀提案者の選定

ア 予算額の範囲内で見積書を提出した者であって、（5）及び（6）により算出された評価点及び価格点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。ただし、公募型プロポーザル参加者が1者のみの場合において、その者の評価点が評価点の上限の35パーセント未満となった場合には、最優秀提案者としない。

イ 評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、審査会の委員の多数決で最優秀提案者を選定する。審査会の委員の多数決が同数の場合は、審査会の会長が最優秀提案者を選定する。

（8）順位付け

予算額の範囲内で見積書を提出した者であって、（5）及び（6）により算出された評価点及び価格点の合計点数が同数の者（合計点数が最も高い者を除く。）が2者以上あるときは、審査会の委員の多数決で順位を決定する。審査会の委員の多数決が同数の場合は、審査会の会長が順位を決定する。

（9）最優秀提案者等との協議

最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を速やかに行い、再度見積書を徴して契約を締結する。この協議には、調達業務仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議を含む。なお、協議が不調のときは、企画提案書等の審査によ

り順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(10) 契約書作成の可否

要

- (11) 再度見積書を徴した後、受注者が消費税及び地方消費税に係る免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出する。

4 手続等

(1) この公募型プロポーザルに関する問合せ先

〒682-0805 鳥取県倉吉市南昭和町15番地

鳥取県立倉吉総合看護専門学校 担当 山本

電話 0858-22-1041

ファクシミリ 0858-23-5953

電子メールアドレス ku_kango@pref.tottori.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領等の交付

プロポーザル実施要領等は、本件公告日から令和7年5月26日(月)までの間に、インターネット上のホームページ(鳥取県立倉吉総合看護専門学校ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshikango/>)から入手する。これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付資料

プロポーザル実施要領の3(3)イによる。

イ 交付期間及び時間

本件公告日から令和7年5月26日(月)までの間(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

ウ 交付場所

(1)に同じ

(3) ファイルの提供

提出書類作成のために交付資料に係るワードファイル・エクセルファイルの提供を受けようとする者は、次に掲げる電子メールアドレスへ送信することによりワードファイル・エクセルファイルを提供できる。電子メールの件名は、「鳥取県立看護学校学務システム調達業務に係るファイル提供依頼」とする。

電子メールアドレス ku_kango@pref.tottori.lg.jp

5 交付資料、提出書類等に関する問合せの取扱い

(1) 質問の受付

この公募型プロポーザルに関する質問は、鳥取県立看護学校学務システム調達業務質問書(プロポーザル実施要領様式第4号)を次に掲げる電子メールアドレスへ送信することにより受け付ける。訪問、電話及びファクシミリによる質問は、原則として、受け付けない。

なお、電子メールの件名は、必ず「鳥取県立看護学校学務システム調達業務に係る質問」とする。当該件名が記されていないものについては回答しない。

電子メールアドレス ku_kango@pref.tottori.lg.jp

(2) 質問の受付期限

令和7年5月20日(火)午後5時

(3) 質問に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和7年5月22日(木)までにインターネット

ト上のホームページ（鳥取県立倉吉総合看護専門学校ホームページ
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshikango/>)) によりまとめて閲覧に供する。

6 公募型プロポーザル参加者に要求される事項

- (1) この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（プロポーザル実施要領様式第1－1号又は様式第1－2号）等を4（1）の場所に、令和7年5月26日（月）午後5時までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出書類、提出部数等
プロポーザル実施要領の3（5）による。
- (3) 提出書類に関する問合せ
この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 この公募型プロポーザルへの参加資格の審査

- (1) 6（1）の参加表明書等を確認の上、この公募型プロポーザルへの参加資格の有無を審査し、その結果を電子メールにより令和7年5月28日（水）までに通知する。なお、公募型プロポーザル参加資格が認められた者には、プレゼンテーションの実施時間、場所等について併せて通知する。
- (2) （1）の審査によりこの公募型プロポーザルへの参加資格がないと認められた者は、この公募型プロポーザルへの参加資格がないとした理由について、令和7年6月2日（月）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) （2）により説明を求められた場合、説明を求めた者に対して令和7年6月3日（火）までに回答する。

8 企画提案書等

(1) 作成方法等

本件業務に係る企画提案書等は、プロポーザル実施要領の4に基づき作成する。

なお、提出書類のうち見積書については次に掲げる事項に留意する。

ア 見積書は2枚提出する。

（ア）見積書（プロポーザル実施要領様式第7－1号）に記載する見積額は、構築業務及び運用・保守業務に要する経費の総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（イ）見積書（令和8年4月以降の運用・保守業務に要する経費）（プロポーザル実施要領様式第7－2号）に記載する見積額は、令和8年4月以降の運用・保守業務に要する経費の総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（ウ）見積書（令和8年4月以降の運用・保守業務に要する経費）（プロポーザル実施要領様式第7－2号）に記載する各年度の内訳金額は、運用・保守業務に要する経費の総額に対して、概ね次の表に掲げる割合とする。

年度	運用・保守業務に要する経費の総額に対する割合
令和8年度	20パーセント
令和9年度	20パーセント
令和10年度	20パーセント
令和11年度	20パーセント
令和12年度	20パーセント

イ 見積書の宛名は「鳥取県立倉吉総合看護専門学校 花木 啓一」とする。

ウ 1 (4) の予算額を超えた見積額が記載されている場合及び1 (4) イの各年度の予算額を超えた各年度の内訳金額が記載されている場合は、失格とする。

エ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者がこの公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、見積額の記載方法について、4 (1) の場所に必ず問い合わせること。

(2) 提出書類、提出部数等

プロポーザル実施要領の4 (2) による。

(3) 提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和7年6月3日(火)午後5時まで

イ 提出場所

4 (1) に同じ

(4) 提出方法

企画提案書等を提出する者は、提出書類を紙媒体及び電子ファイルで作成し、持参又は送付する。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展扱いとする。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとする。)による。

(5) 提出書類に関する問合せ

企画提案書等を提出した者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(6) 企画提案書等(見積書を含む。)の受理後の差替え、追加・削除は、原則として認めない。

9 プレゼンテーションによる企画提案書の審査

(1) 公募型プロポーザル参加者は、審査会の委員4名を集めて実施するプレゼンテーションにより、提案説明を行い、併せて、パッケージソフトの実演を行う。

(2) 審査会の委員は、(1) の提案説明を聞いた上で、採点を行う。

(3) 審査内容は、3 (5) による。

(4) プレゼンテーションの実施方法等については、プレゼンテーション実施要領(プロポーザル実施要領 別紙2)による。

(5) プレゼンテーションの実施時間、場所等については、7 (1) の通知と併せて通知する。

10 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を速やかに行い、再度見積書を徴して契約を締結する。この協議には、調達業務仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。なお、協議が不調のときは、企画提案書等の審査により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 契約担当部局

鳥取県立倉吉総合看護専門学校

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

受注者が契約保証金の免除を希望する場合は、金額の決定を行った後直ちに契約保証金免除申請書を、4（1）の場所に提出しなければならない。

13 その他

（1）企画提案書等の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

（2）公募型プロポーザル参加者の失格

公募型プロポーザル参加者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については、失格とする。

（3）審査結果の通知

審査結果は、公募型プロポーザル参加者全員に通知する。

（4）審査結果の公表

インターネット上のホームページ（鳥取県立倉吉総合看護専門学校ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshikango/>）で審査結果を公表する。

なお、公表内容は審査会で決定する。

（5）提出書類の取扱い

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例第2条第2項に規定する公文書として開示の対象となる。

ウ 提出書類は、提出者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

（6）著作権等の取扱い

ア 受注者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定める。ただし、契約締結前にあつては受注者に帰属する。

イ 公募型プロポーザル参加者（受注者を除く。）の企画提案書に係る著作権は、公募型プロポーザル参加者に帰属する。

ウ 県は公募型プロポーザル参加者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

（7）参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、公募型プロポーザル参加者の負担とする。

（8）契約の解除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会

する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（9）受注者が、発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、金額の決定を行った後直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書を、4（1）の場所に提出しなければならない。

なお、電子契約の締結に同意した受注者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で受注者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行う。

（10）その他

ア 詳細は、プロポーザル実施要領及び調達業務仕様書による。

イ 契約書の作成に当たり、調達業務仕様書に記載されている事項を契約書に記載した場合は、当該事項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 調達業務仕様書に記載されている事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約事項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更する場合がある。

(様式第1号)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

以下の案件（契約）について鳥取県が利用する電子契約サービスを利用して電子契約を締結することに同意します。

なお、契約締結権限者の承認に利用するメールアドレス等は、次のとおりとします。

1 契約名

鳥取県立看護学校学務システム調達業務

2 契約締結権限者

氏名

メールアドレス

鳥取県立倉吉総合看護専門学校 校長 花木 啓一 様

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(個人の場合は氏名)

※留意事項

利用するメールアドレスに変更があった場合、再度本様式による提出をお願いします。